

諮問第2号 印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定 について

1 提案内容

高額療養費限度額適用認定証等の普及により、医療機関等の窓口で支払う医療費は、高額療養費が発生しない限度額の支払いで済むようになり、被保険者負担が軽減されたことに伴い、印西市国民健康保険高額療養費貸付制度を廃止し、同時に基金条例も廃止するもの。

2 貸付制度の経緯

医療費が高額になった際は、まず被保険者が医療機関に医療費のうち自己負担分(2割～3割)を支払い、市が被保険者に対して自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給することとなりますが、案内通知から申請、支給に至るまでに2～4か月程度要します。

そのため市では、高額療養費が支給されるまでの被保険者の一時的な経済負担を軽減するため、平成16年に「印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例」(平成16年3月26日条例第2号)により基金を設置し、高額療養費の100分の80に相当する額を限度として、貸し付ける制度が制定されました。

その後、入院は平成19年度から、外来は平成24年度から、限度額適用認定証等を提示することで、被保険者が医療機関等に支払う金額は、自己負担限度額までに抑えること(現物給付化)ができるようになりました。

限度額適用認定証等が普及したことにより、貸付の需要がなくなり、平成25年度以降、貸付実績がありません。

3 廃止に係る条例の施行日

令和7年3月31日

※基金残高処分日は、令和7年3月31日

※印西市国民健康保険高額療養費貸付基金条例施行規則(平成16年3月26日規則第3号)も同日付けで廃止。

4 廃止に伴う基金の処分

基金残高1,800万円については一般会計に繰入れ予定。